（第三者異議の訴えに関する経過措置）

第十条　第七十三条（第百十一条第一項において準用する場合及び同条第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定は、施行日前に提起された民事執行法第三十八条第一項（同法第百九十四条において準用する場合を含む。）に規定する第三者異議の訴えについては、適用しない。

（売却に伴う動産譲渡担保権等の消滅に関する経過措置）

第十一条　第七十四条（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前に開始された強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行の事件については、適用しない。

（再生手続等における担保権の実行手続の中止命令等に関する経過措置）

第十二条　第九十七条第三項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により適用する民事再生法第三十一条及び第三十一条の二の規定は、施行日前にされた申立てに係る中止の命令及び施行日前に職権でされた中止の命令については、適用しない。

2　第九十七条第四項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する会社更生法第二十四条及び第二十四条の二（これらの規定を第九十七条第四項の規定により適用する同法第四十四条第二項並びに更生特例法第十九条（第九十七条第四項の規定により適用する更生特例法第三十一条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十四条（第九十七条第四項の規定により適用する更生特例法第百九十六条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前にされた申立てに係る中止の命令及び施行日前に職権でされた中止の命令については、適用しない。

3　第九十七条第五項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により適用する会社法第五百十六条、第五百十六条の二及び第八百九十一条の規定は、施行日前にされた申立てに係る中止の命令及び施行日前に職権でされた中止の命令については、適用しない。

4　第九十七条第六項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により適用する外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第二十七条及び第二十七条の二の規定は、施行日前にされた申立てに係る中止の命令及び施行日前に職権でされた中止の命令については、適用しない。

（再生手続開始の申立て等を権限の消滅事由とする特約に関する経過措置）

第十三条　第百五条（第百十一条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、施行日前にされた第百五条の特約については、適用しない。

（破産手続開始決定等後の集合動産譲渡担保権の効力等に関する経過措置）

第十四条　第百六条（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前に締結された集合動産譲渡担保契約に係る集合動産譲渡担保権及び集合動産所有権留保契約に係る集合動産留保所有権（第百十一条第一項において読み替えて準用する第四十一条第一項に規定する集合動産留保所有権をいう。）については、適用しない。

2　第百七条の規定は、施行日前に締結された集合債権譲渡担保契約に係る集合債権譲渡担保権については、適用しない。

（否認等に関する経過措置）

第十五条　第百八条第一項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により適用する破産法第百六十二条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百五十二条第一項（第三号に係る部分に限る。）、民事再生法第百二十七条の三第一項及び第百九十条第五項、会社更生法第八十六条の三第一項並びに更生特例法第五十七条の三第一項及び第二百二十三条の三第一項の規定は、施行日前にされた動産を動産特定範囲に属させる行為については、適用しない。

2　第百八条第二項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により適用する破産法第百六十二条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百五十二条第一項（第三号に係る部分に限る。）、民事再生法第百二十七条の三第一項及び第百九十条第五項、会社更生法第八十六条の三第一項並びに更生特例法第五十七条の三第一項及び第二百二十三条の三第一項の規定は、施行日前にされた債権特定範囲に属する債権を発生させる行為については、適用しない。

（再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等に関する経過措置）

第十六条　第百十条の規定は、施行日前にされた同条の特約については、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第十七条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（裁判手続の電子化等に伴う経過措置）

第十八条　施行日から民事関係手続等整備法施行日の前日までの間は、第八十五条及び第九十条（これらの規定を第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十五条第三項	文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この目及び次節において同じ。）	文書
第七十五条第四項並びに第七十六条第三項及び第四項	文書又は電磁的記録	文書
第八十六条	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する	交付する
第九十九条第七項	電子裁判書（民事再生法第十八条において準用する民事訴訟法第百二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であって、民事再生法第十八条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。）	裁判書
第九十九条第八項	民事再生法第十六条の四	民事再生法第十六条
第百条第二項	第十六条の四第一号	第十六条第四項第一号
	第十六条及び第十六条の二	第十六条
	同法第十六条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ	同条第一項中「含む。」とあるのは「含む
	と、同法第十六条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする	とする